

議案\*五三号

三朝町取員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年八月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年九月十六日議決

三朝町議会議長 天野 廉

原案可決





取務の職務がその職務の等級に於ける給料の幅の最高額  
である場合、又は最高額をこえてゐる場合にはその給料の幅の最高額  
の等級にある間は昇給しない。

但し、それらの給料月額を受けてゐる取務で、その給料月額を受け  
るに至つたときから三十六月を下りない期間を良好な成績で勤務し  
たもの、勤務成績が特に良好であるもの等については町長の承認を  
得て、その取務の等級に於ける給料の幅の最高額をこえて、その  
の属する取務の等級より上位の取務の等級に於ける給料の額を用  
てその者が現に受ける給料月額の直近上位の額に昇給させることが  
できる。

前二項に規定する昇給は、予算の範囲内で行ななければならぬ。  
また、次のように改める。

★五条 (給料の支給)  
給料は、月の一日から末日までを計算期間とし町長が定める期日に  
支給する。

★六条  
前二項の規定により給料を支給する場合であつて月の一日から末  
日まで支給するときは、以外の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつ  
て計算する。

前二項の規定により給料を支給する場合であつて月の一日から末  
日まで支給するときは、以外の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつ  
て計算する。

★七条 を次のように改める

(給料の調整額)

★七条 町長は給料月額が取務の復雑、困難若しくは責任の重、又は勤務の強要、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ取務の等級に属する他の取に比して著しく特殊な取に對し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基き給料月額につき適正な調整額表を定めることができる

え、前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料

月額の百分の二十五をこえてはならない

★十一條 を次のように改める

★十一條 削除

★十二條 を次のように改める

(寒冷地手当)

★十二條 寒冷地手当は、取受であつてその支給日において現に在取する者に對して支給する

え、寒冷地手当は支給日の属する月において、取受が現に受くべき俸給

(二)にこれに相当する給与を含む月の額と扶養手当の月額との合計額

の百分の十五に相当する額とする

三、寒冷地手当の支給日は、八月十五日(その日が日曜に当たるときはそ

の前日)とする

★十八條 中一給料の月額とそれに対する勤務地手当の月額との合計額として給

料の月額に改める

第三十條 第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める  
第三十條 第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める

附 則

(施行期日)

この条例は公布の日から施行し昭和三十一年四月一日から適用する

(給料の切替及びその切替に伴う措置)  
昭和三十一年四月一日以下切替日というものは改正前の取受の給与

取受の給料月額(以下切替給料月額という)は改正前の取受の給与  
に附する条例へ以下改正前の条例というは適用により同年三月

三十一日においてその着が受けていた給料月額へ改正前の取受の  
規定により給料の調整額を受けていた取受については、所定の定める額

以下「旧給料月額」という。これに對する附則別表の切替表へ以下「切  
替表」という。に掲げる新給料月額に對する給料表へその着がこの条

例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の取受  
の給与に關する条例へ以下改正後の取受の給与に關する条例

の給料表をいう。に定めるその着の属する取受の給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属

する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属  
する取受の等級に新給料月額と同じ級の属する給料表へその着の属



は、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の条例が、  
 条が二項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相違する期間短縮する  
 附則が二項又は附則が四項の規定により決定された給料月額が、その者  
 の属する昇級の最低の号給に達しない取戻へ以下「最低号給に達しない者  
 取戻」という一に於いては、その号給に達するまでの間のその者の属す  
 る取務の等級の一級下位の取務の等級におけるその者の給料月額と同じ  
 額の号給を現に受けておるものとみなして、改正後の条例が四条が二項  
 の規定を適用してその号給より一号給上位の号給と同じ額の給料月額に  
 昇給させることのできるが、  
 最低号給に達しない取務成績が特に良好である場合は、前項の規定に準  
 じ、改正後の条例が四条が三項の規定を適用する  
 附則が五項から七項までの規定の適用については、附則が八項の規定  
 は改正後の条例が四条が二項の規定とみなして適用する  
 切替日の前日から引続き在取する取戻の切替日における給料表の適用を受  
 ける取戻となつた者のその取戻となつた日における取務の等級は、同年  
 同月五日までに決定することとがでさる。この場合において、取戻の取務  
 の等級が決定されるまでの間の間において、改正前の条例により受けてい  
 た給料の月額を舊定の給料月額とみなして、改正後の条例による給与の内  
 払として支給する。  
 附則が二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う取  
 戻の給料の切替に附し必要な事項は、町村長が別に定めるところにより、  
 昭和三十一年十月一日から当分の間、別に条例を定めるところにより、  
 取戻に月額の舊定手当を支給する。

14、(給与の内扱)

この条例の施行前に改正前の条例の規定に基いてするに取扱いを  
た切替日以降この条例の施行の日以前までに係る給与は、改正後の条  
例の規定による給与の内扱とみなす。

15、(暫定手当を基礎とする給与)

取扱いに暫定手当が支給される間、改正後の条例が二条が一項中「扶養手  
当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と改正後の条例が十六条中「給  
料の月額」とあるのは「給料の月額」との合計額と、  
改正後の条例が十九条中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当  
及び勤務地手当」と、改正後の条例が二十条中「給料の月額」と  
あるのは「給料の月額」との合計額と、改正後の条  
例が二十条及び廿三条中「及び暫定手当」とあるのは「及び扶養手  
当」と、扶養手当及び暫定手当とこれら読み替えて、これらの  
規定を適用する。

16、(三朝町取扱いの選取手当に関する条例の一部改正)

三朝町取扱いの選取手当に関する条例(昭和二十九年三朝町条例が八号)  
の一部を次のように改正する  
第四条が三項中「扶養手当及び勤務地手当」と及び扶養手当に改  
める

17、(三朝町取扱いの選取手当に関する条例の一部改正)

三朝町取扱いの選取手当に関する条例(昭和二十九年三朝町条例が八号)  
の一部を次のように改正する  
第四条が三項中「及び扶養手当」とあるのは、「及び扶養手当及び  
暫定手当」と読み替えて、これらの規定を適用する。



別表オ一を次のように改める

別表オ一

行政取給料表等級別標準取給表

取給の等級	取 給 内 容
一 等 級	課長の取又はこれに相当する取
二 等 級	係長の取又はこれに相当する取
三 等 級	吏員の取又はこれに相当する取
四 等 級	吏員以外の取又はこれに相当する取